

バナナ通信 (号外！)

沖縄県内のNPO法人数

229法人（5月10日現在）

★3月21日～5月10日までに認証されたNPO法人★

- ・特定非営利活動法人 ていーらぶい
- ・特定非営利活動法人 沖縄有用植物研究会
- ・特定非営利活動法人 村おこしネット
- ・特定非営利活動法人 沖縄ひとつ福祉事業団
- ・特定非営利活動法人 琉球王朝御殿結婚式
- ・特定非営利活動法人 リーアン・ルーカ
- ・特定非営利活動法人 立葵社
- ・特定非営利活動法人 沖縄音楽文化交流機構
- ・特定非営利活動法人 すずな

発行日：平成18年5月26日
発行：沖縄県NPOプラザ
〒900-8570
沖縄県庁4階県民生活課内
TEL:098-866-2187
FAX:098-866-2789
E-mail: 準備中

今月号の紙面

1面：プラザ移転のお知らせ
相談員紹介

2・3面：
沖縄県からのお知らせ

4面：助成金情報等

NPOプラザからのお知らせ

沖縄県NPOプラザは、平成18年4月1日より県庁4階県民生活課内に移設いたしました。

プラザではNPOに関する各種相談を専門の相談員が受け付けています。また、県のNPO法担当課と一緒にになりましたので、設立申請や定款変更などの相談から書類の提出まで、プラザで一括して行うことができます。

その他、市民活動に関する活動情報や助成金情報についても紹介しています。
是非ご利用下さい。（※相談希望の方は事前に電話で予約の方をお願いします。）

1. NPOプラザ通信誌「バナナ通信」について

NPOプラザではこれまで通信誌「バナナ通信」を発行していました。

今後は、これまでの印刷物での郵送はとりやめ、より多くの方が閲覧できるように県民生活課ホームページ上に掲載・公開していく予定です。インターネットを利用する環境が整っていない等の理由で、引き続き印刷物での郵送を希望する法人につきましては、沖縄県NPOプラザまでご連絡下さい。

また、「バナナ通信」では県内で活動する法人の活動情報等を随時紹介していく予定です。掲載希望の法人の方は、沖縄県NPOプラザまでご連絡下さい。

2. NPOプラザ主催の各種講座等について

NPOプラザでは、県内NPO法人を対象に各種講座の開催を予定しています。

できるだけ必要性の高いものを企画していきたいと考えていますので、別紙アンケートの回答について御協力よろしくお願いします。

<相談員からひとこと> 民間非営利活動支援相談員 吳我春海（ごがかずみ）

4月から県の嘱託員として相談業務を担当することになった吳我（ごが）です。

実際に法人設立の相談で話を伺っていると、県内でもNPO活動が活発になってきたな、と強く感じます。

NPO活動を行いたい、という意欲ある皆さんの支援を精一杯行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。



↑ 沖縄県NPOプラザの様子↑

（県からのお知らせ）

【注目①】公告の方法について

平成18年5月1日の「会社法」の施行に伴う関係法律の整備として、民法も一部改正され、会社法と同時に施行されました。

この改正により、

①法人が解散した場合、

②解散した法人が破産手続開始の申立てを行った場合、

を行う各公告については、必ず『官報で行う』ことが義務付けられました。一見、NPO法とは無関係に思えますが、この民法改正部分についてはNPO法でも準用されており、そのためNPO法人においても上記①、②の場合の公告については『官報で行う』ことが5月1日より義務付けられました。

現在、「公告を日刊新聞紙で行う」などとされている法人も多くあるかと思いますが、その場合、公告は「定款に定めた日刊新聞紙」「法で定められた官報」の双方で行う必要があり、経済的・効率的に手間がかかるケースを考えられます。

○ 必ずしも変更をする必要はないですが、上記の内容より「公告の方法」についてご検討いただき、変更される場合は総会での承認のもと、「公告は官報で行う」という内容に変更いただきたいと思います。

（「公告の方法」については「軽微な変更」とされており、変更があった場合県へは「定款変更届出書」のみ提出いただぐこととなります。）

※ 官報：官報は、法律、制令、条約等の公布をはじめ、国の機関としての諸報告や資料を公表する

「国の広報紙」で、併せて「国民の公告紙」として、法令の規定に基づく各種の公告を掲載します。

官報は、県内では那覇市久茂地にありますデパートりうぼう1階「官報販売所」で取り扱っています。

【関係法令】（抜粋）

○特定非営利活動促進法(平成10年3月25日法律第7号)

（民法などの準用）

第40条 民法第78条から第83条までまでの規定は、特定非営利活動法人の解散及び清算について準用する。

○民法（明治29年4月27日法律第89号）

（債権の申出の催告等）

第79条 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申し出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は二箇月を下ることができない。

2 (略)

3 (略)

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（清算法人についての破産手続の開始）

第81条 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

【注目②】事業報告書等の提出を忘れずに！

NPO法人は、その前年度の事業報告書等を事務所に3年間備え置き（NPO法第28条第1項）、またそれらの書類を事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁である県に提出しなければなりません（NPO法第29条第1項）。

〈参考〉特定非営利活動促進法（要約）

- 第28条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、内閣府令（沖縄県内にのみ事務所を置く特定非営利活動法人に係る場合にあっては、沖縄県条例。）で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに役員名簿並びに社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならぬ。
- 第29条 特定非営利活動法人は、内閣府令（沖縄県内にのみ事務所を置く特定非営利活動法人に係る場合にあっては、沖縄県条例。）で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

これらの書類の備え置き及び提出は、NPO法に基づき毎年行わなければならず、3年にわたり県への提出が行われない場合は法人認証の取り消しの対象となります。

沖縄県が所轄庁である（県内にのみ事務所を置く）特定非営利活動法人のほとんどは、事業年度が3月31日までとなっており、その事業報告書等の提出期限は6月末日まで、となっております。

平成17年度中に認証・設立された法人の皆様におかれましては、この6月末日までに最初の提出を行うところが多くございますので、特に提出書類や提出期限等につきましてご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

担当：平良

【再掲】沖縄県NPO-DBシステムについて

県では、県内NPO法人の情報を検索できるシステムを整備しています。

NPO法人の検索以外に、県からのお知らせや助成金情報等の掲載もあります。

NPO法人側から活動情報やお知らせを掲載することもできますので、利用ご希望の方は下記担当までご連絡ください。

なお、同システムで検索できる法人情報には住所や活動種類等のほかに事務所の電話番号も表示されているようになっています。連絡先の一般公開を希望しない法人の方は、担当までご連絡下さい。

データベース・アドレス：

<http://www.npo-okinawa.jp/>

沖縄県NPO-DBシステム担当

県民生活課市民活動推進班 又吉

電話：098-866-2187

FAX：098-866-2189

県県民生活課市民活動推進班について

平成18年度から、県でNPO法を担当する市民活動推進班の新しい班長になった山城秀史さんに話を伺いました。



○市民活動推進班について

県民生活及び交通安全対策を担当している県民生活課の中でも市民活動推進班の守備範囲はすごく広いんです。NPO法以外にも、災害救助、省資源・省エネルギー、県民相談・総合案内に加え、今年度からは、ちゅらさん運動や犯罪被害者等支援、公益通報者保護も担当することになりました。

○今年度の事業について

NPOと行政の協働を推進するため、平成17年度に引き続き、提案公募型事業を実施します。なお、障害者自立支援法の施行により障害者の小規模作業所が法人格の取得を求められていることから、法人認証に関する事務がこれまで以上に忙しくなりそうです。

○県のNPO関係担当者について

NPO法人の設立認証については篠田卓也が、定款変更や事業報告書等については平良明義がそれぞれ担当しています。またNPOプラザについては又吉朋隆が、提案公募型事業については横山貴彦が担当しています。

○山城班長からひとこと

4月の定期人事異動に伴い、県民生活課へまいりました。一日も早くNPOの皆さんのが活動を支援できるよう、一生懸命勉強しているところです。よろしくお願いします。

♪助成金情報♪

沖縄県労働金庫NPO助成金2006年度（4団体 各20万円）

1. 助成対象団体（応募資格）

- (1) 特定非営利活動促進法（NPO法）上の法人であること。※沖縄県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 1年以上の活動実績を有し、活動を継続できる見込みのあること。
- (3) 宗教活動・政治活動を目的としない団体であること。
- (4) 沖縄県労働金庫に助成金受取口座として応募団体名義の普通預金口座を開設しているか、もしくは今後開設できること。

2. 助成対象事業活動

- (1) 沖縄県内の活動で、次のいずれかに該当すること。
 - ① 福祉の向上を目指す活動
 - ② 地域の自然環境の保全、回復を目指す活動
 - ③ 地域文化の振興を目指す活動

- (2) 以下のいずれかに該当する活動は対象と致しません。

- ① 特定の者の利益を目的にした活動で公共性の乏しい活動
 - ② 政治活動、選挙活動、宗教活動、訴訟活動に関わる活動

- (3) 2006年5月～2007年3月の間に行われる活動であること。※但し、2006年6月末までに終了する事業を除きます。

【詳しくは下記までお問い合わせの上ご確認ください。】

3. 応募提出先・お問い合わせ

〒900-0021

那覇市泉崎1-15-10 沖縄県労働金庫 企画部 （※郵送のみによる受付と致します。）
TEL：098-866-0236（代）

※助成金情報については「沖縄県NPO法人データベース」（<http://www.npo-okinawa.jp/>）でも随時情報を掲載していますので、ご確認ください。